

## 民間住宅地盤改良にかかる補助金

本村は、軟弱地盤が広く分布しており、大きな地震が発生した際に液状化が発生する可能性が高い地域となっております。

そのため、住宅を建てられる際に液状化を考慮した地盤改良に対し、補助金を交付します。



### ● 液状化を考慮した地盤改良を実施

#### 工法例

- ・表層改良工法
- ・柱状改良工法
- ・鋼管杭工法

※一級又は二級建築士が液状化を考慮した地盤改良であること。

#### 《交付対象》

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- 1 村内に存する敷地であること
- 2 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の3分の2未満のものに限る)を含む。)であること
- 3 地盤調査にて液状化の可能性が高い敷地であること
- 4 建築基準法に規定する建築物であること



#### 《申請に必要な書類》

- ・ 村指定の補助金申請書
- ・ 地盤調査報告書(地盤の液状化判定を含む)  
※報告書に地盤改良工法についての図の記載がない場合は、その図又はパンフレットを添付
- ・ 請負契約書の写し(地盤調査及び液状化を考慮した地盤改良が含まれるもの)
- ・ 液状化を考慮した地盤改良に要する経費が分かる書類
- ・ 当該補助対象敷地の登記事項証明書
- ・ 液状化を考慮した一級又は二級建築士の資格証明書の写し



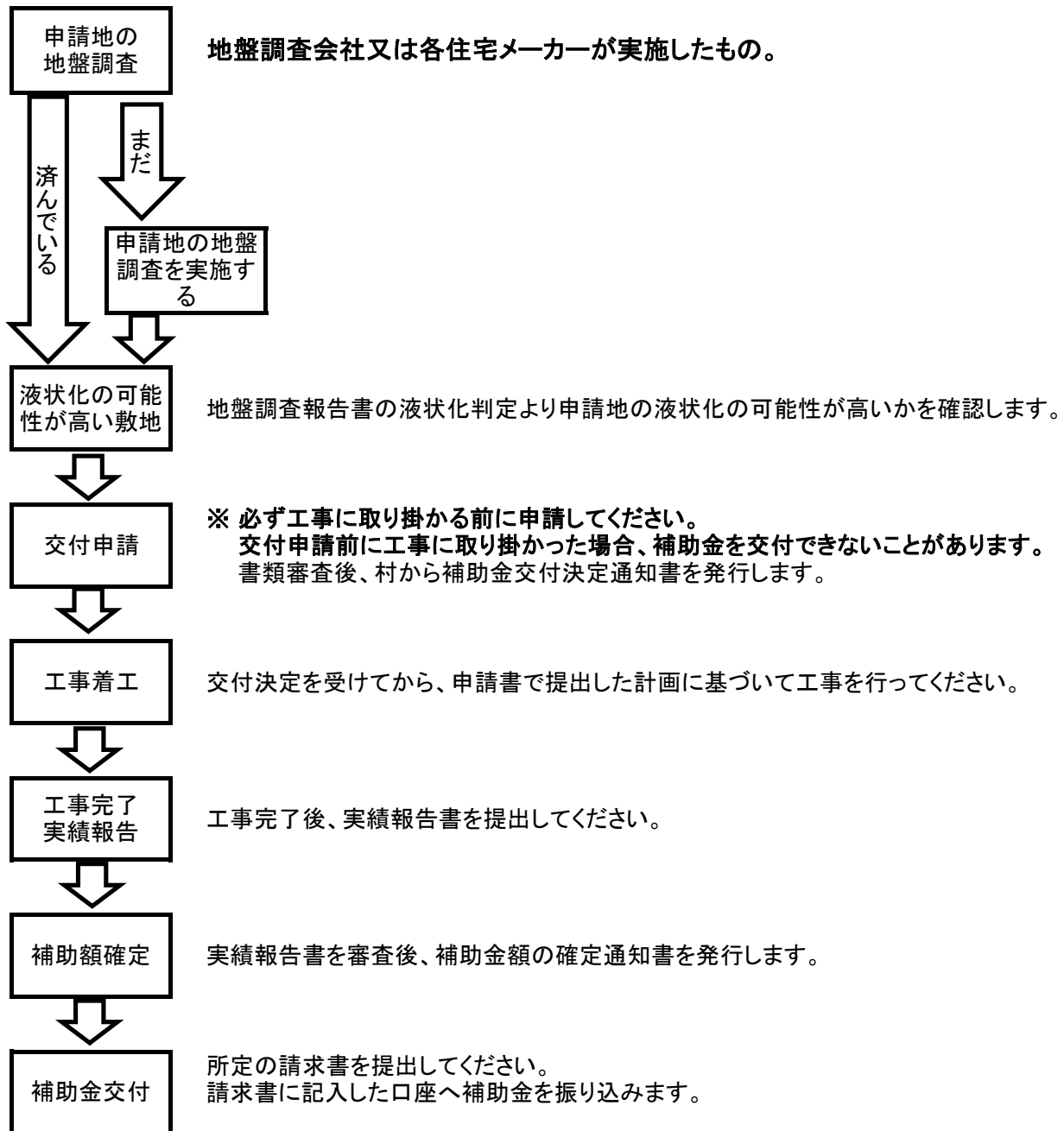
#### 《完了後に必要な書類》

- ・ 村指定の実績報告書
- ・ 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し
- ・ 液状化を考慮した地盤改良が分かる図
- ・ 液状化を考慮した地盤改良を実施したことを一級又は二級建築士が証した書類
- ・ 地盤調査及び液状化を考慮した地盤改良に要した経費の支払いを証する書類の写し  
(手付金に含まれる場合はそのことを証する書類)
- ・ 液状化を考慮した地盤改良の施工状況を記録した写真

## 補助金申請の流れ

※交付申請は、必ず工事に着手する前に手続きしてください！

※交付申請から補助金交付まで同じ年度内で完了するように計画してください。



工事を途中で中止した場合や工事が予定どおり完了せず期限内に手続きができなかった場合は、補助金を交付できないことがあります。

**申請書等は飛鳥村ホームページよりダウンロードできます。**

お問合せ・ご相談は建設課(電話0567-97-3464)まで